お知らせ

児童手当現況届のお知らせ

児童手当(特例給付を含む)を受けている方は、 毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この現況届は6月1日における状況を把握し、 児童手当を引き続き受ける要件を満たしているか どうか確認するためのものです。届の提出がない と、6月分以降の手当が受けられなくなりますの でご注意ください。

現況届の用紙は、6月中旬に送付しますので6 月30日(月)までに提出してください。

また、6月期(2月~5月分)の児童手当は、 6月13日(金)に指定された口座へ振り込みますの でご確認ください。

- ○児童手当支給対象者 中学校修了前の児童を養育している方
- ○手当月額(1人当たりの月額) 3 歳未満 15.000円 3歳以上小学校修了前 10.000円 (第3子以降 15,000円) 中学生 10.000円
- ※所得制限があり、限度額以上の場合は特例給付 として一律5,000円になります。
- ※第3子以降とは、18歳の誕生日後の最初の3月 31日までの児童のうち3人目以降をいいます。 詳細については、本庁福祉課子育て支援室にお 問い合わせください。

提出先

- 本庁 福祉課子育て支援室 7752-1111 内線138
- 山支 市民福祉課福祉健康 G 757-2121(代表)
- 美支 市民福祉課福祉健康G ☆58-2111(代表)
- 緒支 市民福祉課福祉健康G ☆56-2111(代表) 御支 市民福祉課福祉健康G 755-2111(代表)
- 問 本庁 福祉課子育て支援室

☆52-1111 内線138

常陸大宮市指定金融機関の変更について

市の公金を取り扱う金融機関が、6月1日より 茨城県信用組合から常陽銀行に変更になりますの でお知らせします。

なお、市税・使用料等の取り扱いについては、 従来のとおり変更はありません。

問本庁 会計課出納G ₹52-1111 内線117

家族介護慰労金について

高齢者に対する扶養意識の高揚と介護者の精神 的及び経済的負担の軽減を図るため、在宅で重度 要介護高齢者を介護している方に家族介護慰労金 を支給します。

以下の支給要件を満たしている方が対象となり ますので、該当すると思われる方は最寄りの担当 窓口で申請手続きを行ってください。(個人への お知らせは特に行いませんのでご注意ください)

提出された申請書の内容を審査し、11月までに は申請者全員に対し結果を通知します。

- ○主な支給条件
 - ①重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険 料等の未納がないこと
 - ②重度要介護高齢者が市民税非課税であること
 - ③病院への入院や施設等への入所(短期入所や 介護保険サービス適用の宿泊サービスを含 む)の合計日数が、対象期間内で90日を超え ていないこと
 - ④要介護4もしくは要介護5の認定が、基準日 前に6か月以上継続していること(平成25年 12月31日現在で同等の認定を受けているこ
 - ⑤重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所 を有していること
- ○基 準 日 平成26年6月30日
- ○対象期間 平成25年7月1日~平成26年6月 30日までの1年間
- ○受付期間 7月1日(火)~31日(木)
- ○慰労金の額 12万円または6万円
 - ※介護保険サービスの利用状況により支給金額 が異なります。
- ■重度要介護高齢者

市内に住所を有し、基準日前6か月以上にわた り要介護4もしくは要介護5の認定を受けてい る、またはそれと同等の状態にあると市長が認 めた方で、市民税が非課税である方。

■介護者

市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生 活を無報酬で介護する方。

問 本庁 介護高齢課介護・高齢者福祉課 G ☆52-1111 内線175

Ⅲ支 市民福祉課福祉健康G 2757-2121(代表) 美支 市民福祉課福祉健康G ☆58-2111(代表) 緒支 市民福祉課福祉健康G 256-2111 (代表)

御支 市民福祉課福祉健康G 755-2111(代表)

〈記号の見方〉

問: 問い合わせ <mark>申込: 申し込み先 本庁: 常陸大宮市役所 山支: 山方総合支所 美支: 美和総合支所 緒支: 緒川総合支所</mark> **御支:御前山総合支所 教委:市教育委員会 教山:山方事務所 教美:美和事務所 教緒:緒川事務所 教御:御前山事務所** かがやき:総合保健福祉センター(かがやき) 社協:社会福祉協議会 G:グループ